

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件	平省	○
発行	振替	額最低	払込額	発行	発行	用等替	振の法律項及	發行號称及び	件等を次	成二十三	財務省告示
行価	單位	面金額	面額	方法	方法	のび	の及び根適	之並びに	十七年	三十号	國債の發行等
格日						適	そ適	記	と	七年	第502号
錢額	平	す額	の振	五十萬額	い募	の定	以律社	條九特十利	月二	月八	第六十二号
面成	成	るの記	替	万九円	面に集	振の下	債第年別	付二	月十	日告	財務省告示
金二。	整載法	額十數又の	百億	金よ取替	適一	平成、一	法回國	會	日示	第十一	第五十二号
百七	倍は規	額の記定	百九	額る扱機	機用振	株項律計	庫國	大	月發	省令	。昭和
円年	の記定	に金錄に	十九	で發機	機関を替	式第に債	債券	大	行	。臨時	利規
に一月	金額はよ	に金錄に	十八	十行	關は受法	二關	券へ五年	臣	。代理	代	付國債
つき八	に、る	額はよ	一万	十八	に日本	十三年	三十	山本			基づ
百日	よ最振	よ最振	千九	千九	によ本銀	法律第	三	早苗			の大藏
円三	る低替	る低替	百三	四百	銀行と募	七	四				行、
十七	も額口	も額口	三十	九百	集とす	十五	平成				
	の面座	の面座	円	九	の取	五	四十	百			
	と金簿	と金簿		十	扱	号。	七十	二			

の経利
払過
込利
み子率

初期利子

規下は期た期平定、が金と成を所はしは又いだ十かのれ中れにす次そ銀額し二控得外た、はてし・ら算るのれる係發行時において、

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times 0.1 \times \frac{19}{365}$$

 行を、三十除税國金額前記(一)當該金額に記載してが
 期及翌休支次七すの法國人當該國債を乗じた百
 日び営業払の年稅率に當該法人が當該債を發行金額に
 に第業日う算六月とを適用非居場時額の金記録座取利
 つ十日にに二が乗じてある非居場時額の金記録座取利
 い五ににたに二が乗じてある非居場時額の金記録座取利
 て号支當だよでじを居り場時額の金記録座取利
 同に払たしり日きたを居り場時額の金記録座取利
 じ。おうる、算をる金受住に(一)當該金額に記載してが
 いへと支出支額け者算合住に(一)當該金額に記載してが
 て以き払し払る又出に者おた二額(一)さ簿さ子

(一)年
 ○
 るす出額
 。るしに各
 期た金額、
 日に払を次
 扱機
 い第
 十八式は
 む号に、
 のによ
 と規り込
 す定算金

十
八
十
七
十
六
五
十
四

払
込
期
日
払
利
所
支
元
場
金
額
償
還
金
額
償
還
期
限
後
の
利
子
第
二
期
以

平
成
二
十
七
年
一
月
八
日
日
額
本
銀
行
百
一
年
に
十
つ
月
き
百
円
額
面
金
額
利
三
子
、
十
支
、
の
う
。
月
月
各
二
年
利
、
以
し
。
六
月
各
二
月
支
十
間
月
に
属
に
二
す
お
る
て
を
、
を
そ
の
し
と
し
、
び
月
支
十
間
月
に
期
月
に
二
す
お